＿＿＿＿＿自主防災会規約

（名称）
第１条　本組織は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿自主防災会（以下「防災会」という。）と称する。

（事務所の所在地）
第２条　防災会の事務所は、成田市＿＿＿＿＿番地＿＿＿＿＿＿＿＿＿に置く。

（目的）
第３条　防災会は、会員の隣保共同の精神に基づく、自主的な防災行動を行うことにより、大規模災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）
第４条　前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）防災に関する知識の普及に関すること。
（２）大規模災害発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護避難誘導、給食給水等の応急対策に関すること。
（３）防災訓練の実施に関すること。
（４）防災計画の作成及び見直し等に関すること。
（５）その他、本組織の目的達成に必要な事項。

（会員）
第５条　防災会は、＿＿＿＿＿区にある世帯をもって構成する。

（役員）
第６条　本組織に次の役員を置く。
（１）　会長　　＿＿名
（２）　副会長　　＿＿名
（３）　班長　　＿＿名
（４）　監査役　　＿＿名
（５）　会計　　＿＿名
２　役員は会員の互選による。
３　役員の任期は＿＿年とする。ただし再任することができる。

（役員の任務）
第７条　会長は、防災会を代表し、会務を総括し、大規模災害時における応急活動の指揮命令を行う。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

（会議）
第８条　防災会に総会及び役員会を置く。

（総会）

第９条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

３　総会は会長が招集する。

４　総会は次の事項を審議する。

（１）　規約の改正に関すること。

（２）　防災計画の作成及び改正に関すること。

（３）　事業計画に関すること。

（４）　予算及び決算に関すること。

（５）　その他総会が特に必要と認めたこと。

５　総会はその付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）

第 10 条　役員会は、会長、副会長、班長、会計、及び監査役によって構成する。

２　役員会は、次の事項を審議し、実施する。

（１）　総会に提出すべきこと。

（２）　総会により委任されたこと。

（３）　その他役員会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第 11 条　防災会は、被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める

（１）　防災組織の任務分担に関すること。

（２）　防災知識の普及、及び訓練の実施に関すること。

（３）　情報の収集、伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導、給食給水などに関すること。

（４）その他必要な事項

（経費）

第 12 条　防災会の運営に要する経費は、_____及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第 13 条　会計年度は４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（会計監査）

第 14 条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。

２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

（附則）

この規約は_____年____月____日から施行する。